

令和 6 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案

概 要

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第79号	上尾市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第80号	上尾市こども保健センター条例の制定について……………	2
議案第81号	上尾市多文化共生推進委員会条例の制定について……………	3
議案第82号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第83号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第84号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第85号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第86号	上尾市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第87号	専決処分の承認を求めることについて……………	9
議案第88号	公の施設の指定管理者の指定について……………	10
議案第89号	公の施設の指定管理者の指定について……………	11

<p>議案第79号</p> <p>上尾市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(子ども未来部子ども支援課)</p>	
1 提案理由	<p>子ども未来部の名称を変更するほか、同部の分掌する事務を見直すもの</p>
2 内容	<p>こども基本法の「こども」の定義を踏まえた施策を推進することを示すため、子ども未来部の名称を「こども未来部」に変更する。</p> <p>また、同部が分掌する事務について、母子保健に関する事務を集約する等の見直しを行う。</p> <p>【改正前】</p> <p>子ども未来部</p> <p>(1) 児童福祉及び母子福祉に関すること。</p> <p>(2) 子育て支援に関すること。</p> <p>(3) 青少年に関すること。</p> <p>【改正後】</p> <p><u>こども未来部</u></p> <p>(1) <u>児童及びひとり親家庭の福祉</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>母子保健</u>に関すること。</p> <p>(3) 子育て支援に関すること。</p> <p>(4) 青少年に関すること。</p>
3 施行期日	<p>令和7年4月1日</p>

議案第80号

上尾市子ども保健センター条例の制定について

(子ども未来部子ども家庭総合支援センター)

1 提案理由	母子保健に関する包括的な支援を行うため、上尾市子ども保健センターを設置するもの								
2 内容	<p>児童福祉と母子保健に関する事務を一体的に執行する体制を整備し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、東保健センターに代わり子ども保健センターを設置する。</p> <p>なお、西保健センターについては、健康保健センターに改称する。</p> <table border="1" data-bbox="432 1010 1385 1240"><thead><tr><th data-bbox="432 1010 624 1059"></th><th data-bbox="624 1010 986 1059">現 行</th><th data-bbox="986 1010 1385 1059">変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="432 1059 624 1149" rowspan="2">施設</td><td data-bbox="624 1059 986 1149">東保健センター</td><td data-bbox="986 1059 1385 1149"><u>子ども保健センター</u></td></tr><tr><td data-bbox="624 1149 986 1240">西保健センター</td><td data-bbox="986 1149 1385 1240"><u>健康保健センター</u></td></tr></tbody></table>		現 行	変更後	施設	東保健センター	<u>子ども保健センター</u>	西保健センター	<u>健康保健センター</u>
	現 行	変更後							
施設	東保健センター	<u>子ども保健センター</u>							
	西保健センター	<u>健康保健センター</u>							
3 施行期日	令和7年4月1日								

<p>議案第 8 1 号</p> <p>上尾市多文化共生推進委員会条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(市民生活部市民協働推進課)</p>	
1 提案理由	<p>本市における多文化共生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、附属機関として上尾市多文化共生推進委員会を設置するもの</p>
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 上尾市多文化共生推進計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) 上尾市多文化共生推進計画に基づく施策の推進に関すること。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 組織</p> <p>委員会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。</p> <p>3 任期</p> <p>委員の任期は、2 年とする。</p> <p>4 報酬</p> <p>(1) 委員長 日額 7, 0 0 0 円</p> <p>(2) 委員 日額 6, 0 0 0 円</p>
3 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日

議案第 8 2 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務部職員課)

1 提案理由	人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行うもの																																				
2 内容	<p>1 給料表の改定</p> <p>(1) 若年層に重点を置いた給料月額の上上げ</p> <p>(2) 令和 6 年 4 月分以降の給料に遡及適用</p> <p>2 職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定</p> <p>(1) 期末手当及び勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引上げ ※再任用職員については 0.025 月分引上げ</p> <p>(2) 令和 7 年度以降の期末手当及び勤勉手当の均等配分 (単位：月分)</p> <table border="1" data-bbox="427 985 1396 1601"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和 6 年度 (現行)</th> <th>令和 6 年度 (改定後)</th> <th>令和 7 年度 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">期 末 手 当</td> <td>6 月期</td> <td>1.225 (0.6875)</td> <td>1.225 (0.6875)</td> <td><u>1.25</u> (0.70)</td> </tr> <tr> <td>1 2 月期</td> <td>1.225 (0.6875)</td> <td><u>1.275</u> (0.7125)</td> <td><u>1.25</u> (0.70)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.45 (1.375)</td> <td><u>2.50</u> (1.40)</td> <td>2.50 (1.40)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">勤 勉 手 当</td> <td>6 月期</td> <td>1.025 (0.4875)</td> <td>1.025 (0.4875)</td> <td><u>1.05</u> (0.50)</td> </tr> <tr> <td>1 2 月期</td> <td>1.025 (0.4875)</td> <td><u>1.075</u> (0.5125)</td> <td><u>1.05</u> (0.50)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.05 (0.975)</td> <td><u>2.10</u> (1.00)</td> <td>2.10 (1.00)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末手当及び 勤勉手当の合計</td> <td>4.50 (2.35)</td> <td><u>4.60</u> (2.40)</td> <td>4.60 (2.40)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は、再任用職員の支給割合を示す。</p> <p>3 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定</p> <p>(1) 期末手当の支給月数を 0.05 月分引上げ</p> <p>(2) 令和 7 年度から勤勉手当を創設し、既存の期末手当の支給月数を配分</p>			令和 6 年度 (現行)	令和 6 年度 (改定後)	令和 7 年度 以降	期 末 手 当	6 月期	1.225 (0.6875)	1.225 (0.6875)	<u>1.25</u> (0.70)	1 2 月期	1.225 (0.6875)	<u>1.275</u> (0.7125)	<u>1.25</u> (0.70)	合計	2.45 (1.375)	<u>2.50</u> (1.40)	2.50 (1.40)	勤 勉 手 当	6 月期	1.025 (0.4875)	1.025 (0.4875)	<u>1.05</u> (0.50)	1 2 月期	1.025 (0.4875)	<u>1.075</u> (0.5125)	<u>1.05</u> (0.50)	合計	2.05 (0.975)	<u>2.10</u> (1.00)	2.10 (1.00)	期末手当及び 勤勉手当の合計		4.50 (2.35)	<u>4.60</u> (2.40)	4.60 (2.40)
		令和 6 年度 (現行)	令和 6 年度 (改定後)	令和 7 年度 以降																																	
期 末 手 当	6 月期	1.225 (0.6875)	1.225 (0.6875)	<u>1.25</u> (0.70)																																	
	1 2 月期	1.225 (0.6875)	<u>1.275</u> (0.7125)	<u>1.25</u> (0.70)																																	
	合計	2.45 (1.375)	<u>2.50</u> (1.40)	2.50 (1.40)																																	
勤 勉 手 当	6 月期	1.025 (0.4875)	1.025 (0.4875)	<u>1.05</u> (0.50)																																	
	1 2 月期	1.025 (0.4875)	<u>1.075</u> (0.5125)	<u>1.05</u> (0.50)																																	
	合計	2.05 (0.975)	<u>2.10</u> (1.00)	2.10 (1.00)																																	
期末手当及び 勤勉手当の合計		4.50 (2.35)	<u>4.60</u> (2.40)	4.60 (2.40)																																	
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年度分の改定は、公布の日 令和 7 年度分以降の改定は、令和 7 年 4 月 1 日 																																				

議案第 8 3 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由

市職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引き上げるもの

2 内容

期末手当の支給割合の改定

- (1) 期末手当の支給月数を 0.1 月分引上げ
- (2) 令和 7 年度以降の期末手当の均等配分

(単位：月分)

	令和 6 年度 (現行)	令和 6 年度 (改定後)	令和 7 年度 以降
6 月期	2.25	2.25	<u>2.30</u>
12 月期	2.25	<u>2.35</u>	<u>2.30</u>
合計	4.50	<u>4.60</u>	4.60

3 施行期日

- ・ 令和 6 年度分の改定は、公布の日
- ・ 令和 7 年度分以降の改定は、令和 7 年 4 月 1 日

議案第 8 4 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部市民税課)

1 提案理由	地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に関し扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に係る規定を整備するもの
2 内容	給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、当該記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨の記載によることができることとする。
3 施行期日	令和 7 年 1 月 1 日

議案第 8 5 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部保険年金課)

<p>1 提案理由</p>	<p>地方税法施行令の一部改正を踏まえ本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるほか、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき税率を見直すもの</p>																													
<p>2 内容</p>	<p>1 賦課限度額の引上げ</p> <p>国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を22万円から24万円に引き上げる。</p> <p>2 税率の見直し</p> <p>埼玉県から示されている標準保険税率とのかい離を段階的に解消するため、国民健康保険税の税率を見直す。</p> <table border="1" data-bbox="472 1039 1426 1554"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>所得割額</th> <th>均等割額</th> <th>所得割額</th> <th>均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額</td> <td>6.8%</td> <td>31,000円</td> <td><u>7.2%</u></td> <td><u>38,000円</u></td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額</td> <td>2.4%</td> <td>13,000円</td> <td><u>2.7%</u></td> <td><u>15,000円</u></td> </tr> <tr> <td>介護納付金課税額</td> <td>2.1%</td> <td>15,000円</td> <td><u>2.4%</u></td> <td><u>17,000円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11.3%</td> <td>59,000円</td> <td><u>12.3%</u></td> <td><u>70,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		現 行		改正後		所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	基礎課税額	6.8%	31,000円	<u>7.2%</u>	<u>38,000円</u>	後期高齢者支援金等課税額	2.4%	13,000円	<u>2.7%</u>	<u>15,000円</u>	介護納付金課税額	2.1%	15,000円	<u>2.4%</u>	<u>17,000円</u>	合計	11.3%	59,000円	<u>12.3%</u>	<u>70,000円</u>
	現 行		改正後																											
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額																										
基礎課税額	6.8%	31,000円	<u>7.2%</u>	<u>38,000円</u>																										
後期高齢者支援金等課税額	2.4%	13,000円	<u>2.7%</u>	<u>15,000円</u>																										
介護納付金課税額	2.1%	15,000円	<u>2.4%</u>	<u>17,000円</u>																										
合計	11.3%	59,000円	<u>12.3%</u>	<u>70,000円</u>																										
<p>3 施行期日</p>	<p>令和7年4月1日</p>																													

議案第86号

上尾市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(上下水道部業務課)

1 提案理由	国が進める規制の見直し等を踏まえ、下水道指定工事店の要件を見直すほか、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>1 専属義務の見直し</p> <p>これまで下水道指定工事店に営業所ごとの排水設備工事責任技術者の専属を義務付けていたが、国が常駐・専任に関する規制の見直しを進めている現状を踏まえ、当該専属に係る規定を削除する。</p> <p>2 その他</p> <p>下水道の管理に関し、使用する用語の整理や規制に係る文言の明確化等の所要の見直しを行う。</p>
3 施行期日	公布の日

<p>議案第 87 号</p> <p>専決処分の承認を求めることについて</p> <p style="text-align: right;">(行政経営部財政課)</p>	
<p>1 提案理由</p>	<p>令和 6 年 10 月 9 日に衆議院が解散されたことに伴い、その選挙費を計上した令和 6 年度上尾市一般会計補正予算（第 4 号）を緊急に編成する必要が生じ、同日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>【歳入】</p> <p>16 款 県支出金</p> <p style="padding-left: 20px;">3 項 委託金 79,423 千円</p> <p>【歳出】</p> <p>2 款 総務費</p> <p style="padding-left: 20px;">4 項 選挙費 79,423 千円</p> <p>【補正予算の概要】</p> <p>衆議院議員総選挙執行体制の整備</p> <p>選挙事務に従事する者に係る人件費、ポスター掲示場の設置等に係る委託料等を計上し、当該選挙の執行体制を整備する。</p>

議案第 88 号

公の施設の指定管理者の指定について

(子ども未来部青少年課)

1 提案理由	上尾市児童館アッピーランドの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市児童館アッピーランド</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 東京都国分寺市光町二丁目 5 番地 1 団体名 株式会社こどもの森 代表者 代表取締役 久 芳 敬 裕</p> <p>3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで</p> <p>※参考 指定管理料（5 年間）の限度額 255,910,000 円</p>

議案第 89 号

公の施設の指定管理者の指定について

(子ども未来部青少年課)

1 提案理由	上尾市児童館こどもの城の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市児童館こどもの城</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字菅谷 16 番地 団体名 公益財団法人上尾市地域振興公社 代表者 代表理事 井 上 建 一</p> <p>3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで</p> <p>※参考 指定管理料（5 年間）の限度額 271,300,000 円</p>

